

## アジア研・第146回国際研修について

仙台地方検察庁 検事 井草俊之

私は、UNAFEI（国連アジア極東犯罪防止研修所）で開催された第146回国際研修に参加しました。本研修のテーマは、「犯罪収益の剥奪—特定、没収、返還及びマネー・ローンダリング対策」というものであり、日本及び諸外国からの研修参加者は、研修期間中、米国、スイスなど海外から招へいされた客員専門家及び国内の刑事司法実務家などの講義を受けるとともに、研修参加者同士でテーマに沿った議論を行いました。

御存じのとおり、私を含めた日本の検察官は、刑事事件の捜査及び公判を行う職責を負っており、その過程で、被告人から犯罪収益を剥奪すること、つまりその特定、没収及び被害者への返還等を日常的に行っております。

そのために、私は、それらに関する日本の法律の規定を使ってきましたので、その規定自体は十分把握していました。しかしながら、それらの規定がいかなる背景、理念等を持ったものであるかについては、本研修を通じて初めて理解できました。

本研修における客員専門家の講義では、世界的に組織犯罪や汚職により巨額の犯罪収益が生み出され、それらが国境を越えてマネー・ローンダリングされている現状等や、それに立ち向かうために日本も含めた世界の国々が協力していこうとしていること、そして、それらの取組については、いくつかの国連条約等の国際的な合意・準則という形に集約され、さらには各国の法律の規定に反映されていることを知りました。そして、そのような背景、理念等を知ることにより、日常的に使ってきた犯罪収益の剥奪等の規定に、新たな意味や、あるべき運用の方向性を見いだすことができました。

さらに、海外からの研修参加者との議論等を通じて、先進国、途上国を問わず、犯罪収益の剥奪等に意欲的な国々が、国際準則に沿った内容の先進的な法律を定めるとともに、その積極的な運用を計っていること、そして、世界的に見て必ずしも日本の法律やその運用が先進的なものであるとは言い難いことも肌で感じ取ることができました。

私にとって、本研修を通じ、普段とは違う視点で日常的に使用していた法律を検討したことは、非常に有意義な経験であり、今後、検事として、それら法律の理念等に沿った積極的な活用を図ることができるのではないかと思います。

また、本研修の間、約6週間にわたり、諸外国の研修参加者と寮で寝食をともにし、週末には観光地の案内をしたことなどは、それ自体とても楽しい思い出ですし、その際に、普段は意識しなかった日本独自の文化・日常生活に改めて触れ、四苦八苦しながらも諸外国の研修参加者にその説明をしたことは、日本の良さを見直す大変良い機会となりました。

このように有意義な本研修を受ける機会を与えて頂いた皆様に、心から感謝しています。